

## 和歌山大学課外活動共用施設使用細則

制 定 平成13年 3月21日

最終改正 令和 6年 3月26日

(趣旨)

第1条 この細則は、和歌山大学課外活動共用施設管理運営規則第10条に基づき、和歌山大学課外活動共用施設（以下「共用施設」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(施設の名称及び用途)

第2条 共用施設に置く室及び用途は、次のとおりとする。

- (1) ミーティングルーム 会議、研究会等
- (2) 練習室 演劇、音楽活動等
- (3) 共用室 サークルの連絡、打合せ、談話等
- (4) 器具庫 課外活動器具の保管
- (5) 更衣シャワー室 運動後等の更衣、シャワー

(使用手続及び変更)

第3条 共用施設を使用しようとする者は、使用責任者を定め、使用しようとする日の5日前（休日、夏季一斉休業、12月29日から翌年1月3日までの期間を除く。）までに、施設一時使用許可願を学生支援課に提出し、その許可を得なければならない。また、共用施設を長期間、定期的に継続して使用しようとする者は、所定の期日までに、所定の様式を学生支援課に提出し、その許可を得なければならない。

2 使用責任者は、共用施設の使用許可内容を変更し、又は使用を中止しようとするときは、速やかに学生支援課に申し出なければならない。

(使用時間)

第4条 共用施設の使用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、学長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(休業)

第5条 次の各号に掲げる日又は時間は、原則として共用施設の使用を認めない。ただし、学長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 12月29日から翌年の1月3日まで
- (2) 入学者選抜試験等の大学行事が実施されている日又は時間
- (3) 清掃又は整備その他のため必要と認めた日又は時間
- (4) 和歌山市に暴風警報、大雨警報または大雪警報が発表されている間

(使用上の注意)

第6条 共用施設を使用する者は、次の事項を厳守しなければならない。

- (1) 室内の整理整頓、消灯、戸締り等を確実にすること。
- (2) 施設、設備及び備品等を用途外使用し、破損し、又は亡失しないこと。
- (3) 火気の使用は厳禁。熱器具類は持ち込まないこと。
- (4) 使用後は、共用施設内を清掃し、常に衛生面に気を付けること。
- (5) 喫煙はしないこと。
- (6) 許可された使用日時を守ること。

#### 課外活動共用施設使用細則

(7) アルコール類の持込及び飲酒はしないこと。

(8) その他学生支援課の指示に従うこと。

(目的外使用及び転貸の禁止)

第8条 使用責任者は、許可を受けた目的以外に使用し、又は他に転貸してはならない。

(施錠及び鍵の授受)

第9条 使用責任者は、所定の手続を経て学生支援課（守衛室）から鍵を受け取り、使用終了後は、直ちに施錠して学生支援課（守衛室）に返還しなければならない。

(雑則)

第10条 この細則で定めるもののほか、共用施設の使用に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日一部改正：法人和歌山大学規程第155号）

この改正細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成29年7月28日一部改正：法人和歌山大学規程第1994号）

この改正細則は、平成29年7月28日から施行する。

附 則（令和6年3月26日一部改正：法人和歌山大学規程第2708号）

この改正細則は、令和6年4月1日から施行する。